

## 住北小校区こども会規約

### 第1条 名称及び所在地

この会の名称は、「住北小校区こども会」という。こども会団体所在地は、NPO 法人 大東市青少年協会（以下 協会） 事務局（以下事務局）に置く。

### 第2条 目的

この会は、子どもたちが地域社会になじみ、安心・安全な環境で、健全に育つことのできる活動を目的にするとともに、会員相互の親睦を深める。

### 第3条 組織

- (1)この会は、住道北小学校区に居住する児童を持つ世帯で、この会の趣旨に賛同するものを以って会員とする。
- (2)会員は毎年4月に入会届けを提出し、安全共済会加入手続き及び加入金を納入する。
- (3)会員名簿は、協会事務局のみが責任をもって管理する。

### 第4条 事業

この会は、第2条の目的に達成するために次の事業を行う。

- (1)小学校と連携を図り、子供達の育成に努める。
- (2)保護者は子供会の運営に積極的に参加し、子供の健全な育成に寄与する。

### 第5条 役員

- (1)この会は次の役員を置く。

会 長 1名  
事務局（会計含む）1名（青少年協会）

- (2)会長の選出は、自薦他薦を問わず選挙又は推薦により選出する。
- (3)会長の任期は、1カ年とする。但し、再任は妨げない。

### 第6条 会費

- (1)この会の経費は、会員の会費及びその他の収入経費とする。  
会費は、参加費として各事業の費用を申し込みに応じて徴収する。  
会費の徴収は、そのたびごとに事務局が徴収する。
- (2)中途入会者は、事務局への入会申し出により入会した月より、(1)に準ずる。
- (3)退会者は、大東市青少年協会への退会申し出により退会できるが、安全共済会の加入金は返金しない。
- (4)各事業の参加申込金は、基本キャンセル時に全額返金する。
- (5)会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第7条 年間事業等報告について

- (1)大東市青少年協会 HP 上の住北小校区こども会 HP にて事業報告・会計報告を公開する。
- (2)二週間の縦覧を経て、異議がなければ承認されたこととする。
- (3)問題の提示などがあれば、速やかに対応し協会 HP 上で周知する。

### 第8条 設立年月日

本会の設立年月日は、平成29年4月1日とする。

### 付記

本規約は、平成29年4月1日より施行する。